



# 島根県報

令和7年3月21日（金）

第 6 0 1 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

私立学校法施行細則の一部を改正する規則	（総 務 課）	2
補助金等交付規則の一部を改正する規則	（財 政 課）	3
島根県認定こども園の認定に関する規則の一部を改正する規則	（子ども・子育て支援課）	3
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則	（障がい福祉課）	4
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則	（ 〃 ）	8

### 【告 示】

私立学校法第26条の規定により学校法人が行うことのできる収益事業の種類に関する要綱の一部改正	（総 務 課）	15
家畜伝染病予防法の規定による検査の実施	（畜 産 課）	15
家畜伝染病予防法の規定による注射の実施	（ 〃 ）	17
保安林予定森林（2件）	（森 林 整 備 課）	17
漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅	（水 産 課）	19
都市計画事業変更の認可	（下 水 道 推 進 課）	19
島根県営住宅条例の規定による入居者駐車場の使用料の一部改正	（建 築 住 宅 課）	19

### 【公 告】

開発行為に関する工事の完了	（都 市 計 画 課）	21
---------------	-------------	----

### 【公安規則】

放置車両の確認事務の委託の手續等に関する細則及び特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則	（警 察 本 部）	21
島根県公安委員会等に係る行政手續等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則	（ 〃 ）	21

### 【議会告示】

島根県議会会議規則の一部改正		22
島根県議会傍聴規則の一部改正		23
島根県議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程		24

### 【雑 報】

公営住宅法の規定による出雲市営住宅及び共同施設の管理の実施	（建 築 住 宅 課）	26
公営住宅法の規定による安来市営住宅及び共同施設の管理の実施	（ 〃 ）	27

### 【正 誤】

平成30年5月25日付け島根県報第3,008号中	（港 湾 空 港 課）	28
平成30年7月10日付け島根県報号外第98号中	（ 〃 ）	28
令和7年1月21日付け島根県報第584号中	（ 〃 ）	28

## 公布された条例等のあらまし

### ◇私立学校法施行細則の一部を改正する規則（規則第20号）

#### 1 規則の概要

- (1) 私立学校法の一部を改正する法律の施行に伴う引用する条項の整理（第4条関係）
- (2) その他規定の整理

#### 2 施行期日

令和7年4月1日から施行することとした。

### ◇補助金等交付規則の一部を改正する規則（規則第21号）

#### 1 規則の概要

規則の適用対象とする負担金、交付金等の範囲を改正することとした。（別表関係）

#### 2 施行期日

令和7年4月1日から施行することとした。

### ◇島根県認定こども園の認定に関する規則（規則第22号）

#### 1 規則の概要

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき  
内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴う規定の整備

#### 2 施行期日

令和7年4月1日から施行することとした。

### ◇精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第23号）

#### 1 規則の概要

- (1) 地方税法の改正に伴う規定の整理（別表関係）
- (2) 市町村の障害者福祉システムの標準化に伴う様式の整備（様式第4号・様式第6号関係）
- (3) その他様式の整備

#### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

### ◇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する規則（規則第24号）

#### 1 規則の概要

マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行及び市町村の障害者福祉システムの標準化に伴う様式の整備（様式第2号・様式第6号・様式第9号・様式第11号関係）

#### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

## 規 則

私立学校法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

島根県知事 丸 山 達 也

## 私立学校法施行細則の一部を改正する規則

私立学校法施行細則（昭和25年島根県規則第105号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「施行令」という。」を削る。

第4条第1項中「第64条第4項」を「第152条第5項」に、「かかる法第31条第1項」を「係る法第24条第1項」に、「第64条第7項」を「第152条第9項及び第10項」に改める。

## 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

島根県知事 丸 山 達 也

## 島根県規則第21号

## 補助金等交付規則の一部を改正する規則

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表中第68号を削り、第67号を第68号とし、第55号から第66号までを1号ずつ繰り下げ、第54号の次に次の1号を加える。

55 島根県原子力防災安全等対策人件費交付金

別表第77号中「農業水利施設電気料金高騰対策事業交付金」を「農業水利施設省エネルギー化推進対策事業交付金」に改め、同表中第82号を削り、第83号を第82号とし、第84号を削り、第85号を第83号とし、第86号から第98号までを2号ずつ繰り上げ、同表第99号中「教育魅力化人づくり推進事業交付金」を「地域づくりを担う次世代人材育成推進事業交付金」に改め、同号を同表第97号とし、同号の次に次の1号を加える。

98 島根県小・中学校給食費緊急支援事業（米価高騰対策）交付金

別表中第100号を第99号とし、第101号を第100号とし、第102号を第101号とする。

## 附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第68号、第82号及び第84号に掲げる交付金については、施行日以後もこの規則による改正後の補助金等交付規則第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。

島根県認定こども園の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

島根県知事 丸 山 達 也

## 島根県規則第22号

## 島根県認定こども園の認定に関する規則の一部を改正する規則

島根県認定こども園の認定に関する規則（平成18年島根県規則第94号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

## 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 島根県規則第23号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和44年島根県規則第54号）の一部を次のように改正する。

別表備考2(3)中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」を「夫と離婚した後婚姻をしていない者」に、「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」を「現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」に改める。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号 (第15条関係)

※市町村名

※受理年月日 年 月 日

障害者手帳交付申請書

島根県知事 殿

写真貼付  
(セロテープを  
輪にして貼付)  
上半身、脱帽、正面  
1年以内の写真  
縦 4cm  
横 3cm  
(裏に氏名を記入)

年 月 日

精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条）について申請します。

(該当するものに○印を付すること。)

[新規交付・更新・障害等級変更・都道府県間の区域を越える住所変更]

精神障害者 本人	フリガナ											生 年	年 月 日				
	氏 名	-----										月 日					
	住 所	〒										電 話 番 号					
	個人番号																
添付書類 (○印)	・医師の診断書【*】 ・年金証書等の写し（ 級）【*】・同意書 ・特別障害給付金受給資格者証等の写し（ 級）【*】・同意書 （【*】は、個人番号を活用した情報連携により年金関係情報を把握する場合には、添付不要）																
既存の手帳	※有効期限											※手帳番号					

※以下は、精神障害者本人が18歳未満の場合記入

家族等の 連絡先	フリガナ											本人と の続柄				
	氏 名	-----										電 話 番 号				
	住 所	〒 □精神障害者本人に同じ														

申請書を 提出した者	□精神障害者本人 □上記の家族等 ※左記以外の場合は以下に記入																
	氏名											本人と の関係					
	住所	〒 □精神障害者本人に同じ □上記の家族等に同じ										電 話 番 号					

- (注) 1 新規交付、更新又は障害等級変更の申請を行うためには、添付書類として、「医師の診断書」、「障害年金の年金証書、年金裁定通知書及び直近の振込（支払）通知書の写し」又は「特別障害給付金受給資格者証（特別障害者給付金支給決定通知書）及び直近の国庫金振込通知書（国庫金送金通知書）の写し」が必要です。（ただし、個人番号を活用した情報連携により年金関係情報を把握する場合には、添付不要）
- 2 個人番号を活用した情報連携により年金関係情報を把握する場合又は年金証書等の写し若しくは特別障害給付金受給資格者証等の写しによる申請の場合は、障害等級の判定のために日本年金機構島根事務センター、年金事務所又は各共済組合等に対し、年金の障害等級を照会することがあります。
- 3 申請書に貼付する写真は、申請者の申出により、知事が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭がわかる範囲で頭部を布等で覆うことを認める場合を除き、脱帽したものとしてください。
- 4 ※の欄は、記入しないでください。鉛筆、消えるボールペン等での記入はしないでください。

※自立支援医療費（精神通院）受給者番号 ( \_\_\_\_\_ )

様式第5号中「(自署)」を削る。

様式第6号を次のように改める。

様式第6号 (第15条関係)

写真貼付  
 (セロテープを  
 輪にして貼付)  
 上半身、脱帽、正面  
 1年以内の写真  
 縦 4cm  
 横 3cm  
 (裏に氏名を記入)

障害者手帳記載事項変更届・再発行申請書

島根県知事 殿

年 月 日

次の事項について、届出・申請をします。(該当するものに○印を付すること。)

- 1 精神障害者保健福祉手帳(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条)の記載事項の変更  
 (氏名・住所〔県内における住所変更・都道府県間の区域を越える住所変更〕)

変更年月日〔 年 月 日〕

[変更内容]

旧	住 所	
	氏 名	
新		

- 2 精神障害者保健福祉手帳の再交付

[再交付の理由] (該当するものに○印を付すること。)

- ①汚れ ②破れ ③紛失 ④写真貼付無しから写真貼付有りへ変更するための再交付申請  
 ⑤その他 ( )

精神障害者 本人	フリガナ								生 年	年 月 日		
	氏 名								月 日			
	住 所	〒							電 話 番 号			
	個人番号											
現行の手帳番号												

申請書を 提出した者	<input type="checkbox"/> 精神障害者本人 ※精神障害者本人以外の場合は以下に記入											
	氏 名								本人と の 関 係			
	住 所	〒 <input type="checkbox"/> 精神障害者本人に同じ							電 話 番 号			

- (注) 1 記載事項の変更の場合は、当該手帳を添付してください。  
 2 都道府県の区域を越える住所変更の場合は、本届書のほかに障害者手帳交付申請書を提出してください。  
 3 再交付の場合は、写真を貼付してください。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（次項において「旧規則」という。）に規定する様式第4号及び様式第6号による用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、これを使用することができる。
- 3 旧規則に規定する様式第5号により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

---

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

島根県知事 丸 山 達 也

**島根県規則第24号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年島根県規則第34号）の一部を次のように改正する。

様式第2号を次のように改める。



- ※1 新規・再認定・変更（自己負担限度額及び指定医療機関の変更認定の申請の場合）のいずれかに○をすること。
- ※2 受診者本人と異なる場合に記入すること。
- ※3 チェックシートを参照し、該当する区分を記入すること。
- ※4 チェックシートを参照し、該当する区分を記入すること。
- ※5 再認定又は変更の場合のみ記入すること。
- ※6 新規又は再認定の場合のみ申請に係る診断書の添付状況を記入すること。前年度診断書を提出した方で、本申請にも診断書を添付する方は「添付・前年度添付」と記入すること。
- ※7 前年度に診断書を提出した方であっても、今回医師が病状の変化、治療方針の変更があるとした場合には「有」と記入の上診断書を添付すること。
- ※8 病院、診療所以外に、薬局、訪問看護事業者等も利用する場合は必ず記入すること。指定がないと自立支援医療を受けることができません。

----- ここから下の欄には記入しないでください。 -----

自治体記入欄

申請受付年月日		進達年月日		認定年月日	
前回所得区分	生保・低1・低2・中間1・中間2・一定以上			重度かつ継続	該当・非該当
今回所得区分	生保・低1・低2・中間1・中間2・一定以上			重度かつ継続	該当・非該当
前回の受給者番号			今回の受給者番号		
受給者証の有効期限	年 月 日まで				
診断書の提出	医療用（1年目）・医療用（2年目）・手帳用（1年目）・手帳用（2年目）・手帳で新規				
備 考					
受給者証の送付先 (該当番号に○すること)	(住所) 〒			(3の場合は、医療機関名を記入)	
1 申請者本人      2 家族 3 受診する医療機関 4 その他	(2、4の場合は、宛先人の氏名と続柄を記入) (氏名)			(受信者との続柄)	

---

様式第6号中「被保険者証の」を「加入医療保険の」に、「被保険者証（又は組合員証）」を「マイナ保険証」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

様式第9号を次のように改める。

様式第9号 (第2条関係)

自立支援医療受給者証等記載事項変更届 (精神通院)			
受 診 者	フリガナ		生年月日
	氏 名		年 月 日
	住 所	〒	電話番号
	個人番号		
保護者 (受診者が18歳未満の場合記入)	フリガナ		続柄
	氏 名		
	住 所	〒	<input type="checkbox"/> 受診者と同じ 電話番号
	個人番号		
自立支援医療費受給者番号			
受給者証の有効期間		から まで	
変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
	受診者に関する事項 (氏名・氏名フリガナ・住所・電話番号)		
	保護者に関する事項 (氏名・氏名フリガナ・住所・電話番号)		
	加入医療保険に関する事項 (記号及び番号・保険者名・受診者と同一の加入者)		
	精神障害者保健 福祉手帳番号		
備 考			
私は、自立支援医療受給者証(精神通院)及び自立支援医療費(精神通院)支給認定申請書に記載された事項の変更について、上記のとおり届け出ます。 届出者氏名 年 月 日 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">島根県知事 殿</div> </div>			

※ 自己負担上限額(所得区分及び重度かつ継続該当・非該当)及び指定自立支援医療機関の変更については、支給認定の変更を行うため、自立支援医療支給認定申請書(変更)に記載すること。

【受給者証の送付先】	〔住所〕	※3の場合は、医療機関名を記入すること。
	〒	〔医療機関名〕
〔該当番号に○すること〕	( ) ( ) ( )	
1 申請者本人		
2 家族	※2、4の場合は、宛先人の氏名と続柄を記入すること。	
3 受診する医療機関	〔氏名〕	〔受診者との続柄〕
4 その他	( ) ( ) ( )	

様式第11号を次のように改める。

様式第11号 (第2条関係)

自立支援医療受給者証再交付申請書 (精神通院)			
受 診 者	フリガナ		生年月日
	氏 名		年 月 日
	住 所	〒	電話番号
	個人番号		
受 診 者 が 1 8 歳 未 満 の 場 合	フリガナ		受診者との関係
	保護者氏名		
	保護者住所	〒	<input type="checkbox"/> 受診者と同じ 電話番号
	保護者個人番号		
自立支援医療費受給者番号			
受給者証の有効期間		から	まで
再交付を申請する理由	1 破損	( )	( )
	2 汚損	( )	( )
	3 紛失	( )	( )
上記理由により、自立支援医療受給者証 (精神通院) の再交付を申請します。 届出者氏名 年 月 日 <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">島根県知事 殿</div>			

※ 受診者本人と異なる場合に記入すること。

(注) 破損又は汚損の場合は、自立支援医療受給者証 (精神通院) を添付すること。

【受給者証の送付先】	〔住所〕	※3の場合は、医療機関名を記入すること。
	〒	〔医療機関名〕
〔該当番号に○すること〕	( )	( )
1 申請者本人		
2 家族	※2、4の場合は、宛先人の氏名と続柄を記入すること。	
3 受診する医療機関	〔氏名〕	〔受診者との続柄〕
4 その他	( )	( )

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第6号の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（次項において「旧規則」という。）に規定する様式第2号、様式第9号及び様式第11号による用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、これを使用することができる。
- 3 旧規則に規定する様式第6号により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

## 告 示

## 島根県告示第146号

私立学校法第26条の規定により学校法人が行うことのできる収益事業の種類に関する要綱（平成21年島根県告示第670号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月21日

島根県知事 丸 山 達 也

題名中「第26条」を「第19条」に改める。

第1条中「第26条第2項」を「（昭和24年法律第270号）第19条第2項」に、「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第2条中「統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成25年総務省告示第405号）」を「統計法第二十八条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件（令和5年総務省告示第256号）」に改める。

## 附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

## 島根県告示第147号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により監視伝染病の検査を次のとおり実施するので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年3月21日

島根県知事 丸 山 達 也

検査の種類	実施の目的	実施対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	検査の方法	実施する区域	実施の期日
ヨーネ病検査	ヨーネ病の発生予防	1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している生後24か月を経過した雌牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛 2 繁殖の用に供し、又は供	スクリーニング法又はリアルタイムPCR法による検査とし、必要に応じてヨー	1と2 出雲市（旧出雲市の区域に限る。）、益田市（旧益田市の区域に限る。）、安来市（旧安来市の区	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間において当該家畜の所在地を管

		<p>する目的で飼育している生後24か月を経過した雌牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛</p> <p>3 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している生後24か月を経過した雄牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛</p> <p>4 1から3までの牛と同一施設内で飼育している生後24か月を経過した牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛</p> <p>5 発生地域の牛及び汚染地域からの導入牛並びにこれらとの同居牛で家畜保健衛生所長が必要と認める牛</p> <p>6 家畜保健衛生所長が必要と認める家畜</p>	<p>ニン検査、エライザ法による検査、又は細菌検査とする。</p>	<p>域に限る。)、飯南町（旧頓原町の区域に限る。）、邑南町、知夫村</p> <p>3から6まで 当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する区域</p>	<p>轄する家畜保健衛生所長が指定する日</p>
牛海綿状脳症検査	牛海綿状脳症の発生状況及び動向把握	牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項の規定による届出対象となる牛（牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年農林水産省令第58号）第4条の規定に該当する場合を除く。）	エライザ法	県下全域	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
結核病検査	結核病の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	ツベルクリン皮内注射法	県下全域	令和7年4月1日から令和
ブルセラ症検査	ブルセラ症の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	エライザ法	県下全域	8年3月31日
アカバネ病検査	牛のアカバネ病の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	までの間において当該家畜の所在地を管
チュウザン病検査	牛のチュウザン病の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	轄する家畜保健衛生所長が
アイノウイルス感染症検査	牛のアイノウイルス感染症の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	指定する日
伝達性海綿状脳症検査	めん羊及び山羊の伝達性海綿状	家畜保健衛生所長が必要と認めるめん羊及び山羊	ウエスタンブロット法	県下全域	

	脳症の発生状況及び動向把握				
豚熱検査	豚等の豚熱予防的ワクチンによる免疫付与状況の確認及び発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査及び抗原検査	県下全域	
アフリカ豚熱検査	豚等のアフリカ豚熱の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	抗原検査	県下全域	
オーエスキー病検査	豚のオーエスキー病の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域	
ニューカッスル病検査	家きんのニューカッスル病の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める家きん	ウイルス分離検査又は血清学的検査	県下全域	
高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ検査	家きんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める家きん	ウイルス分離検査又は血清学的検査	県下全域	
腐蛆病検査	蜜蜂の腐蛆病の発生予防	転飼をしようとする蜜蜂 県内飼育蜜蜂で家畜防疫員が必要と認めるもの	肉眼的検査又は細菌学的検査	県下全域	

島根県告示第148号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により特定疾病又は監視伝染病を予防するための注射を次のとおり実施するので、同条第2項において読み替えて準用する同法第5条第2項の規定により告示する。

令和7年3月21日

島根県知事 丸山達也

注射の種類	実施の目的	実施対象となる家畜の種類及び範囲	注射の方法	実施する区域	実施の期日
炭疽 <sup>そ</sup> 予防注射	牛の炭疽 <sup>そ</sup> の発生予防	家畜防疫員が必要と認める牛	皮下注射法	県下全域	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間において当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
豚熱予防注射	豚熱の発生予防	家畜防疫員が必要と認める豚及びいのしし	皮下又は筋肉内注射法	県下全域	

島根県告示第149号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示す

る。

令和7年3月21日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

松江市宍道町上来待2760-1、2760-2、3458、3459-7

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

宍道町上来待2760-1・2760-2・3458・3459-7（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

島根県告示第150号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年3月21日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡津和野町商人398から406まで、401-続3、408から415まで、410-続1、428、2244-内16から2244-内18まで、2244-9から2244-15まで、2244-19から2244-21まで、2245、2245-内2から2245-内4まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

商人410-続1、412、414、428、2244-内18

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

---

**島根県告示第151号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、令和3年島根県告示第118号による保険に付すべき義務は、令和7年2月23日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和7年3月21日

島根県知事 丸 山 達 也

五十猛加入区

**島根県告示第152号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月21日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 施行者の名称

隠岐の島町

## 2 都市計画事業の種類及び名称

西郷都市計画下水道事業

西郷公共下水道

## 3 事業施行期間

平成16年11月26日から令和14年3月31日まで

## 4 事業地

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分

平成16年島根県告示第1,155号、平成23年島根県告示第246号、平成25年島根県告示第99号、平成27年島根県告示第219号及び平成30年島根県告示第226号の事業地に、隠岐の島町西田荒尾谷、下中田、波佐胡、宮坂、前田、後谷、坂根、中畑、尾崎、井ノ元、東山、上西蔵見、中田、田平上、千峯、平、原、脇、中脇、上脇、雨来、一本松、森ノ前、峯堀、東郷甲ノ瀬、大風呂、中谷、角田、珍梨、東、原、飯田白崎、矢谷、屋敷余り、浜、前田、風呂屋ヶ谷、宮原、倉ノ前、坪浦、立石及び原田前ノ原、蔵見、田ノ尻、中島、坪ノ内、柴、滝ノ山、尾銚子、田頭、山根、河平、小林、神谷、西尾、角全平、地極、岩風呂、小山並びに岩風呂西を加え、下西大座、平本先、平ノ前、有木野中、殿屋敷、南、芹沢、港町塩口及び原田岩崎、高野並びに小田原地内において事業地を変更する。

**島根県告示第153号**

島根県営住宅条例の規定による入居者駐車場の使用料（令和元年島根県告示第261号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月21日

島根県知事 丸 山 達 也

表松江市の項中 「 \_\_\_\_\_ 」 を

八重垣団地	1,650円
-------	--------

」

「

八重垣団地	1,430円
-------	--------

に、

」

「

湖北団地	1,320円
東津田団地	1,760円

を

」

「

湖北団地	1,540円
東津田団地	1,540円

に改め、表浜田市の項中

」

「

汐入団地4	1,540円
浜田漁民団地	1,430円
二反田団地	1,760円

を

」

「

汐入団地4	1,540円
二反田団地	1,760円

に改め、表益田市の項中

」

「

原浜団地	1,540円
------	--------

を

」

「

原浜団地	1,320円
------	--------

に、

」

「

土井団地	1,540円
------	--------

を

」

「

土井団地	1,320円
------	--------

に、

」

「

飯田団地	1,540円
------	--------

を

」

「

飯田団地	1,320円
------	--------

に改め、表雲南市の項を削り、

」

表鹿足郡津和野町の項中「330円」を「220円」に改める。

## 公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年3月21日

島根県知事 丸 山 達 也

### 1 開発区域

安来市沢町字善十727番2、同町字茂作727番3

面積 281.04平方メートル

### 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市安来町720番地 プロテリアル社宅 308号室

勝部 翔太

## 公 安 委 員 会 規 則

放置車両の確認事務の委託の手續等に関する細則及び特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

島根県公安委員会委員長 藤 田 和 雄

### 島根県公安委員会規則第9号

放置車両の確認事務の委託の手續等に関する細則及び特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則次に掲げる規則の様式中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 放置車両の確認事務の委託の手續等に関する細則（平成17年島根県公安委員会規則第11号）様式第7号裏面
- (2) 特例施設占有者の指定等に関する規則（平成19年島根県公安委員会規則第23号）様式第3号

#### 附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

島根県公安委員会等に係る行政手續等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

島根県公安委員会委員長 藤 田 和 雄

### 島根県公安委員会規則第10号

島根県公安委員会等に係る行政手續等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則  
島根県公安委員会等に係る行政手續等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成29年島根県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号）の項を削る。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## 議 会 告 示

### 島根県議会告示第1号

島根県議会会議規則（昭和34年島根県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月21日

島根県議会議長 中 島 謙 二

目次中「第121条」を「第120条の2—第121条」に改める。

第2条第1項中「出産」の次に「（配偶者の出産を含む。）」を、「介護」の次に「、看護」を加える。

第9条第1項ただし書を削り、同条第2項を次のように改める。

- 2 議長は、必要があると認める場合は、会議に宣告することにより、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いずに会議に諮って決める。

第9条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、議員に通知することにより、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。

第29条に次の1項を加える。

- 4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による交付に関し必要な事項は、議長が定める。

第82条中「及び第33条」を「、第33条及び第34条」に改める。

第92条中「議場」の次に「及び傍聴席」を加える。

第99条を次のように改める。

（資格決定の通知）

- 第99条** 法第127条第3項において準用する法第118条第6項の規定による交付に関し必要な事項は、議長が定める。

第101条中「、外とう、えり巻、つえ、かさ」を「、コート、マフラー、傘」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第17章中第121条の前に次の2条を加える。

（電子情報処理組織による通知等）

- 第120条の2** 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 議会等が行う通知のうちこの規則において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第19条、第40条第3項、第87条第1項、第88条第1項及び第116条の規定による議員に対する配布にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該配布を受ける者が当該配布をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られ

る記録であって、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示したものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

**第120条の3** この規則（第26条第1項（第82条において準用する場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

### 島根県議会告示第2号

島根県議会傍聴規則（平成15年島根県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月21日

島根県議会議長 中 島 謙 二

第8条第1項第1号中「加え、又は迷惑を及ぼす」を「加える」に改め、同項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) ビラ、幕、たすきその他の議場に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

(3) 前2号に規定する物のほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者

第8条第1項第5号中「を疑うに足る顕著な事情が」を「が明らかであると」に改め、同条第2項中「物品」を「物」に改め、同条第4項を削る。

第9条中「静粛を旨とし」を削り、同条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 静粛にすること。

(2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さないこと。

第9条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (4) 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。  
(5) その他会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないこと。

第9条中第6号から第9号までを削る。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

### 島根県議会告示第3号

島根県議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程を次のように定める。

令和7年3月21日

島根県議会議長 中 島 謙 二

島根県議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、島根県議会会議規則（昭和34年島根県議会告示第2号。以下「会議規則」という。）に規定する通知、作成、保存等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規程で使用する用語は、会議規則において使用する用語の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子署名 次に掲げるものをいう。

ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名

イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ウ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

(2) 電子証明書 議会又は議長若しくは委員長（以下「議会等」という。）に対して通知を行う者又は議会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録（議会等の使用に係る電子計算機（会議規則第120条の2第1項に規定する電子計算機をいう。以下同じ。）において識別できるものに限る。）であって、次に掲げるものをいう。

ア 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成したもの

イ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成したもの

ウ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

エ その他議長が定めるもの

(議会等に対する通知に係る電子情報処理組織)

**第3条** 会議規則第120条の2第1項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等に対して通知を行う者の使用に係る電子計算機であって議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による議会等に対する通知)

**第4条** 会議規則第120条の2第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により議会等に対して通知を行う者は、議長の定めるところにより、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該通知を文書等（同項に規定する文書等をいう。第6条、第10条第2号及び第11条において同じ。）により行うときに記載すべき

こととされている事項を、議会等に対して通知をする者の使用に係る電子計算機から入力して、通知を行わなければならない。

2 前項の規定により通知を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名（通知を行う者が議員以外の者である場合にあっては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）を行わなければならない。ただし、議長の指定する方法により当該通知を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

（議会等からの通知及び議員に対する配布に係る電子情報処理組織）

**第5条** 会議規則第120条の2第2項及び第4項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であつて議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による議会等からの通知）

**第6条** 議会等は、会議規則第120条の2第2項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により通知を行うときは、当該通知を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

（議会等からの通知を電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の表示の方式）

**第7条** 会議規則第120条の2第2項ただし書に規定する議長が定める方式は、次に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 第5条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号の入力
- (2) 議長の定めるところによる届出

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

**第8条** 会議規則第120条の2第4項に規定する議長が定める方法は、同項の電磁的記録に記録されている事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

**第9条** 会議規則第120条の2第5項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものは、電子署名（議会等に対して行われる通知（通知を行う者が議員であるものを除く。）に係るものにあつては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）又は第4条第2項ただし書に規定する措置とする。

（通知のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

**第10条** 会議規則第120条の2第6項に規定する議長が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると議長が認める場合
- (2) 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがあると議長が認める場合

（電磁的記録による作成等）

**第11条** 議会等は、会議規則第120条の3第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

（準用等）

**第12条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第118条第6項（同法第127条第3項において準用する場合を含む。）、第123条第4項及び第137条の規定による交付等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、第5条から第10条までの規定を準用する。

- 2 会議規則に規定する通知、作成、保存等（会議規則第120条の2及び第120条の3の規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、会議規則に特段の定めのある場合を除くほか、会議規則第120条の2及び第120条の3の規定並びにこの規程の規定の例による。  
（委任）

**第13条** この規程に定めるもののほか、議会等に係る通知、作成、保存等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、議長が定める。

#### 附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

## 雑 報

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定により、出雲市に代わって市営住宅又は共同施設を次のとおり管理することとしたので、同条第2項の規定により公告する。

令和7年3月21日

島根県住宅供給公社理事長 糸 賀 克 巳

- 1 出雲市に代わって市営住宅又は共同施設の管理を代行する地方住宅供給公社の名称  
島根県住宅供給公社
- 2 出雲市に代わって住宅の管理を代行する市営住宅  
市営日吉住宅外45住宅及び共同施設
- 3 出雲市に代わって行う市営住宅の管理の内容  
(1) 出雲市営住宅条例（平成17年出雲市条例第237号）に規定する事務のうち次に掲げるもの

条 項	事務の内容
第4条	入居者の公募の方法に関する事務
第5条	公募の例外に関する事務
第8条	入居の申込み及び決定に関する事務
第9条	入居の選考に関する事務
第10条	入居補欠者決定に関する事務
第11条	入居の手続きに関する事務
第12条	同居の承認に関する事務
第13条	入居の承継に関する事務
第21条	市営住宅等の修繕費用の負担に関する事務
第25条	住宅使用休止の届出に関する事務
第27条	市営住宅の他用途併用承認に関する事務
第28条	市営住宅の模様替（増築）承認に関する事務
第32条第1項、第2項、第4項	高額所得者に対する明渡し請求に関する事務
第34条	収入超過者に対する他の住宅のあっせん等に関する事務
第35条第1項	入居期間の通算に関する事務
第36条	収入状況の報告の請求等に関する事務
第41条第1項	市営住宅の退去手続きに関する事務
第42条第1項、第5項及び第6項	市営住宅の明渡し請求に関する事務
第55条	市営住宅駐車場の使用許可に関する事務

第60条	市営住宅駐車場の使用許可の取消等に関する事務
第64条	住宅監理人及び住宅管理人に関する事務
第65条	市営住宅の立入検査に関する事務

(2) 出雲市営住宅の家賃の収納に関する事務

(3) 出雲市営住宅の家賃の納付指導に関する事務

4 出雲市に代わって市営住宅及び共同施設の管理を行う期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの期間

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定により、安来市に代わって市営住宅及び共同施設を次のとおり管理することとしたので、同条第2項の規定により公告する。

令和7年3月21日

島根県住宅供給公社理事長 糸 賀 克 巳

1 安来市に代わって市営住宅及び共同施設の管理を代行する地方住宅供給公社の名称

島根県住宅供給公社

2 安来市に代わって住宅の管理を代行する市営住宅

安来市公営住宅条例（平成16年安来市条例第201号）別表第1に掲げる公営住宅及び別表第2に掲げる共同施設

3 安来市に代わって行う市営住宅の管理の内容

(1) 安来市営住宅管理条例（平成16年10月1日条例第201号）に規定する事務のうち次に掲げるもの

条 項	事 務 の 内 容
第4条	入居者の公募の方法に関する事務
第5条	公募の例外に関する事務
第8条	入居の申込み及び決定に関する事務
第9条	入居者の選考に関する事務
第10条	入居補欠者決定に関する事務
第11条	住宅入居の手續に関する事務
第12条	同居の承認に関する事務
第13条	入居の承継に関する事務
第21条	市営住宅等の修繕費用の負担に関する事務
第25条	市営住宅使用休止に関する事務
第27条	市営住宅の他用途併用承認に関する事務
第28条	市営住宅の模様替（増築）承認に関する事務
第32条第1項、第2項、第4項	高額所得者に対する明渡し請求に関する事務
第34条	収入超過者に対する他の住宅のあっせん等に関する事務
第35条第1項	入居期間の通算に関する事務
第36条	収入状況の報告の請求等に関する事務
第41条	市営住宅の退去手續に関する事務
第42条	市営住宅の明渡し請求に関する事務
第55条	市営住宅監理員及び公営住宅管理人に関する事務
第56条	立入検査に関する事務

(2) 安来市営住宅の家賃の収納に関する事務

- (3) 安来市営住宅の家賃の納付指導に関する事務  
 (4) 安来市公営住宅駐車場の管理に関する事務
- 4 安来市に代わって市営住宅及び共同施設の管理を行う期間  
 令和7年4月1日から令和10年3月31日までの期間

**正 誤**

平成30年5月25日付け島根県報第3,008号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
9	下から21	秋ノ横手	アキノ横手
10	上から5	秋ノ横手	アキノ横手
	上から6	秋ノ横手	アキノ横手

平成30年7月10日付け島根県報号外第98号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
2	上から16	秋ノ横手	アキノ横手
	下から1	秋ノ横手	アキノ横手
3	上から1	秋ノ横手	アキノ横手

令和7年1月21日付け島根県報第584号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
9	下から21	秋ノ横手	アキノ横手